| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 率化設備をいい、コージェネレーション設備を除く。以下同じ。）による設計一次エネルギー消費量の削減率（単位を％とする。）を併せて明示することができる。 | | |
| （略） | | | | | |

別表２－１（既存住宅に係る表示すべき事項等）

| | （い） | （ろ） | （は） | （に） | （ほ） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 表示すべき事項 | 適用範囲 | 表示の方法 | 説明する事項 | 説明に用いる文字 |
| （略） | | | | | |
| 個別性能に関すること | （略） | | | | |
| | ５　温熱環境・エネルギー消費量に関すること | （略） | | | |
| | | ５－２　一次エネルギー消費量等級 | 一戸建ての住宅又は共同住宅等 | 等級（１、３、４、５、６、７又は８）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級１によるときはその理由を併せて明示する。また、等級６、７又は８にあっては、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 | 一次エネルギー消費量等級 | 一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度 |
| | | | | | 等級８ | 一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている |
| | | | | | 等級７ | 一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている |
| | | | | （略） | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| （略） | | | | | |

別表２－１（既存住宅に係る表示すべき事項等）

| | （い） | （ろ） | （は） | （に） | （ほ） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 表示すべき事項 | 適用範囲 | 表示の方法 | 説明する事項 | 説明に用いる文字 |
| （略） | | | | | |
| 個別性能に関すること | （略） | | | | |
| | ５　温熱環境・エネルギー消費量に関すること | （略） | | | |
| | | ５－２　一次エネルギー消費量等級 | 一戸建ての住宅又は共同住宅等 | 等級（１、３、４、５又は６）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級１によるときはその理由を併せて明示する。また、等級６にあっては、床面積当たりの一次エネルギー消費量 | 一次エネルギー消費量等級 | 一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度 |
| | | | | （略） | | |